

区民葬儀助成金申請手順

全東京葬祭業協同組合連合会

2026年3月5日



区民葬儀助成金のご案内

支給要件(以下の全てを満たさないと支給されません)

- 区民葬儀メニューの中から、祭壇券(棺のみの利用も含む)または霊柩車券のいずれか一つ以上を利用すること
- 対象となる民間火葬場(東京博善6場)を利用し、最も低廉な火葬料金(87,000円※)を支払ったこと
- 亡くなられた方は死亡日時時点で、また火葬料金の負担者は火葬を行った日時時点で、どちらかの住民登録が23区内にあること。また、逝去者・火葬料金負担者のいずれもが23区内に住民登録があり、別々の区だった場合、申請は逝去者の住民登録がある区となる。※減額火葬料金等は含めない

注意点:

- ✓ 東京博善6場で火葬するだけでは、助成金の対象にはなりません!
- ✓ 祭壇券または霊柩車券はいずれかを利用すれば要件を満たすので、両方利用する必要はありません
- ✓ 祭壇券を利用する場合、最低限「低廉な棺」を提供する必要があるため、桐張棺かプリント棺の使用が必須です
- ✓ 住民登録との整合性が問われるため、請求書や領収書に逝去者や施主の氏名(フルネーム)の記載が必要です
- ✓ 請求書や領収書に区民葬儀のどの内容を利用したのかとその金額を明記する必要があります

助成金額

- 亡くなられた方が大人の場合は27,000円 小人(満6歳以下)の場合は15,000円

申請期限

- 火葬を執り行った日の翌日から2年間

申請書類(区民葬儀助成金交付申請書兼請求書等の区による書式)

- 申請先の区の公式ホームページまたは担当窓口にて配布(区によって書式が異なる場合があります)

区民葬儀助成金を申請できる人

この助成金を申請できる人は

- 支給要件を満たしている方で、火葬費用を負担した方(火葬料金や葬儀料金の領収書の宛名の方)
 - 上記以外の方が申請する場合(代理申請)には、当該人物から「個人名」で受任者へ委任状が必要です
 - 領収書の宛名以外の方への振込を希望する場合(代理受領)も委任状が必要です
 - ◆ 葬儀社が助成金申請の代行をする場合、無償でなければいけません(行政書士は有償で良い)
 - ◆ 葬儀社が助成金申請の代行をする場合、委任状に記載する受任者の名前は個人名にします
 - ◆ 助成金の支払いを見越して葬儀料金から助成金分を差し引いて精算したとしても、担当区から助成金を直接葬儀社に支払うことはできません(委任償還払いは実施しません)

注意点:

- ✓ 助成金手続きの代行(受任)をするなら、あくまでも「個人」でなければなりません
- ✓ 助成金手続きに何かしらの不備があった場合、助成金が支払われなかったり、役所に複数回訪れて訂正をしたりしなければならぬことがあり得るため、可能な限り火葬費用を負担した方ご本人に手続きしていただくことが好ましいです

代理申請に必要なもの

- 区民葬儀助成金交付申請書兼請求書等の区が発行する書式他申請に必要な書類一式(4ページに記載します)
- 助成申請者からの委任状と代理人の本人確認書類
- 助成申請者の本人確認用書類のコピーと振込先口座番号が分かるもの(通帳等)のコピー

区民葬儀助成金に必要な書類

詳細は申請する区の担当窓口にお問い合わせしてください

① 特別区区民葬儀助成金交付申請書(等、各区で配布される書式)	絶対に必要
② 葬儀社が発行した領収書(利用した区民葬儀の種別がわかるもの。コピー可) ※領収書に、利用した区民葬儀の種別が記載されていない場合は、区民葬儀の利用内容が確認できる書類(請求書や立替明細書など)も併せて必要です。 ※区民葬儀メニューのうち霊柩車券のみを利用した場合で、葬儀社が発行した領収書等に霊柩車券の利用記載がない場合は、霊柩車券を利用したことがわかる霊柩車会社発行の領収書も併せて必要です。	
③ 東京博善の普通炉火葬料金の領収書(コピー可。逝去者と申請者の氏名記載が必要) ※東京博善への書式設定の依頼は区民葬儀運営協議会からしているものの、都度当該火葬場事務所に依頼すること	
④ 申請者の本人確認書類(顔写真付き身分証明書1点または顔写真なし身分証明書2点。郵送申請や代理申請の場合はコピー可)	
⑤ 申請者名義の振込金融機関名・口座番号が分かるもの(コピー可。代理受領の場合は不要)	
⑥ 委任状(②や③の領収書の宛名が助成金申請者の氏名と異なる場合や代理受領の場合)	代理申請・代理受領する場合 追加で必要
⑦ 代理人の本人確認書類(葬儀社が代理申請するなら代表者や担当者の「個人名」でなければならない。名刺は不可。顔写真付き身分証明書1点または顔写真なし身分証明書2点。)	
⑧ 代理人名義の金融機関口座番号が分かるもの(コピー可)	代理受領時追加で必要
⑨ 火葬許可証のコピーまたは亡くなられた方の死亡が記載されている住民票の除票	亡くなられた方の住民登録が 23区外の場合必要

葬儀社が提供するもの

領収書が単体型の場合、内訳を記載できる請求書や内訳表を別添 または 内訳を記載できる領収書は単独で問題ない



施主の氏名を記載する

逝去者の氏名を記載する

利用した区民葬儀の内容と金額を記載する

請 求 書

2026 年 4 月 10 日 御請求番号 100023147

東京 太郎 様

下記の通りご請求申し上げます

合計金額 ￥227,480

月日	品 名	数量	単 価	金 額	税率
0409	葬儀料			55,000	10%
	区民葬儀 桐厚板棺	1	66,000	66,000	10%
	寝台自動車搬送料			22,880	10%
	納棺花 棺上花束			33,000	10%
	ドライアイス 2回分	2	8,800	17,600	10%
	納棺師 (メイク) 一式			33,000	10%

対象計	円 (内消費税)	
10%対象計	227,480 円	(内消費税 20,680)
合 計	227,480 円	(内消費税 20,680)

領 収 書

東京 太郎 様 No. 000000 受領日

下記のとおり、領収いたしました。
ご利用いただき、ありがとうございました。

但し

合計 250,228 円 (税込)

摘要	数量	単位	単 価	税率	金額
東京華子 区民葬儀代として					
葬儀料				10%	55,000
区民葬儀 桐厚板棺	1	本	66,000	10%	66,000
寝台自動車搬送料				10%	22,880
納棺花 棺上花束				10%	33,000
ドライアイス	2	式	8,800	10%	17,600
納棺師 (メイク) 一式				10%	33,000

※は軽減税率対象	小計	227,480
税率別内訳	税金金額	消費税額
10%対象	227,480	22,748
軽減8%対象	0	0
0%対象	0	0
	小計	227,480
	消費税	22,748
	合計	250,228

備考

※仮に東京博善火葬料金と葬儀料の領収書の宛名が異なる場合、助成対象は東京博善火葬料金領収書の宛名の方が助成対象になる

葬儀社が協力すること

①東京博善の領収書

東京博善の領収書に必ず下記内容が記載されるように確認すること

- A) 火葬料金を支払った方の氏名(フルネーム)
- B) 火葬された逝去者の氏名(フルネーム)
- C) 火葬を執り行った日
- D) 火葬料金(最も低廉な火葬料金87,000円)
- E) 火葬された火葬場の名称

②東礼自動車の領収書

東礼自動車の領収書に必ず下記内容が記載されるように確認すること

- A) 搬送料を支払った方の氏名(フルネーム)
- B) 搬送された逝去者の氏名(フルネーム)
- C) 発行日
- D) 利用した区民葬儀霊柩車の区分
- E) 支払った料金

東京博善と東礼自動車には区民葬儀運営協議会から領収書の記載に関して要望を伝えてありますが、いずれも現場まで浸透しているとは限らないので、**少なくとも当面は上記内容の記載を都度依頼してください。**

こんな場合はどうする？①

①祭壇は区民葬儀のもので良いけれど、棺にはこだわりたいから高級棺にした。
東京博善の式場で葬儀をするから、霊柩自動車は使わない。

→ 区民葬助成金「**適用外**」

今回の助成金の対象になるためには、霊柩車券か祭壇券のいずれかを利用して、東京博善で最も低廉な火葬(普通炉:87,000円)を行うことが必須条件となっている。

上記の場合、霊柩車券は利用しない。

祭壇券には「低廉な棺」が含まれるため、区民葬儀で定められた「桐厚板棺」や「プリント棺」を利用しないと祭壇券も利用しない。

よって、このケースは区民葬助成金から適用外となります。

②お亡くなりになった方の御遺体を、当初は区民葬取扱業者でない葬儀業者が病院から搬送して、納棺した上で東京博善の式場に安置した。その後、遺族が区民葬儀のことを知って、当初の葬儀業者を断り、区民葬取扱業者に火葬のみを依頼した。

→ 区民葬助成金「**適用外**」

助成金の対象になるためには、霊柩車券か祭壇券のいずれかを利用して、東京博善で最も低廉な火葬(普通炉:87,000円)を行うことが必須条件となっている。

上記の場合、霊柩車券は利用しない。

既に納棺されているため、区民葬取扱業者は棺を販売しないため、祭壇券も利用しない。

よって、このケースは区民葬助成金から適用外となります。

こんな場合はどうする？②

③東京博善の式場で家族葬をすることになったが、東京博善の都合で火葬炉が普通炉ではなく特別炉の利用となった。火葬料金は普通炉と同様「87,000円」を支払っている。棺は区民葬で指定されている「桐厚板棺」を利用している。

→ 区民葬助成金「**適用**」

この場合、東京博善の都合で特別炉を利用したかもしれないが、支払った火葬料金は「最も低廉な火葬料(87,000円)」となっている。また、区民葬で指定されている桐厚板棺を利用されているので、このケースは区民葬助成金の対象となります。

④自社ホールで葬儀をすることになったが、火葬は東京博善の普通炉です。霊柩車は洋型内装車を利用して、祭壇は生花祭壇を飾る。ただし、棺は「プリント棺」を利用する。

→ 区民葬助成金「**適用**」

助成金の対象になるためには、霊柩車券か祭壇券の**いずれか**を利用して、東京博善の最も低廉な火葬(普通炉:87,000円)を行うことが必須条件となっている。

上記の場合、霊柩車券は使用しないが、東京博善で最も低廉な火葬はする。

祭壇は区民葬儀指定のものではないが、**棺は区民葬儀指定のもの**となっている。

この場合、祭壇券の「**棺：プリント棺**」を使用すれば、区民葬儀の適用となる。

ただし、請求書や領収書の内訳には、棺代の記載を「**区民葬儀 プリント棺 44,000円**」と明記する必要がある。他の内訳と切り分ける必要がある。

こんな場合はどうする？②-2

前ページ例④の場合、右のような領収書を作成する。
 (領収書と請求書を別にする場合、内訳が分かれば問題ない。)

施主の氏名を記載する

逝去者の氏名を記載する

利用した区民葬儀の
 内容と金額を記載する

この他、例えば成年後見人がいる場合、逝去者と施主が同一人物になったりするケースも考えられる。
 この場合、施主はお亡くなりになっているため、委任状を書くことが出来ないのので、助成制度の対象外となる。

この他、助成金支給の対象になるか分からない場合、申請をする先の区役所担当窓口で問い合わせをしてください。

領 収 書						
東京 太郎 様						No. 〇〇〇〇〇〇
下記のとおり、領収いたしました。						受領日
ご利用いただき、ありがとうございました。						株式会社 〇〇葬祭
但し 故東京華子様葬儀代として						代表取締役 〇〇 葬次郎
						〒〇〇〇-〇〇〇〇
						東京都杉並区阿佐谷南〇-〇〇-〇
						TEL :
						FAX :
						MAIL :
						登録番号 : T7-0105-0200-7980
合計		629,860円 (税込)				
摘要	数量	単位	単価	税率	金額	
区民葬儀 プリント棺	1	本	44,000	10%	44,000	
葬儀料				10%	110,000	
生花祭壇 2間幅3段				10%	330,000	
寝台搬送料				10%	22,880	
霊柩搬送料 (様式普通車)				10%	22,880	
ドライアイス	2		8,800	10%	17,600	
納棺師 (メイク) 一式				10%	33,000	
棺上花束				10%	5,500	
生花花籠	2	基	22,000	10%	44,000	
※は軽減税率対象					消費税額	小計
税率別内訳	税抜金額	10%対象	62,986円			629,860
566,874円					消費税	62,986
					合計	629,860
軽減8%対象	0		0			
0%対象	0		0			